

(地震：昭和村地域防災計画、昭和村地震防災マップ、J-SHIS)

群馬県が平成24年6月に公表した「地震被害想定調査」の予測結果によると、昭和村は「片品川左岸断層」による地震（M7.0）のとき、震度6弱が想定されている。主な被害項目として建物損壊・土砂災害による人的被害や断水等ライフライン断絶による被害も想定されている。また、地震ハザードステーションによると、今後30年間で震度5弱以上の地震が発生する確率は56.0%、震度6弱以上は7.5%となっている。



<昭和村における近年の自然災害による被害状況>

- ①平成26年2月 積雪による住宅倒壊2棟、農業用ハウス倒壊約800棟
- ②令和元年6月 集中豪雨による山崩れ（永井地区）
- ③令和3年7月 集中豪雨による土砂崩れ（貝野瀬地区）



①平成26年2月 雪害



②令和元年6月 集中豪雨 山崩れ



③令和3年7月 集中豪雨 土砂崩れ

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、有効な対処方法が存在しない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速な蔓延により、当村においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 201人
- ・ 小規模事業者数 170人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	49	49	地域内に点在している
	製造業	20	14	地域内に点在している
	運輸業・郵便業	8	7	地域内に点在している
	卸売業・小売業	49	47	地域内に点在している
	飲食業・宿泊業	11	5	地域内に点在している
	サービス業	20	19	地域内に点在している
	その他	44	29	地域内に点在している

資料：平成28年経済センサス活動調査

(3) これまでの取組

1) 昭和村の取組

- ・ 昭和村地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 災害時避難所の開設
- ・ 昭和村地震防災マップ（避難場所マップ、土砂災害・急傾斜地マップ、揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）による啓発活動
- ・ 「昭和村集めーる」の配信
 - ※防犯・防災・火災・気象等の地域情報をメールにて随時配信
- ・ 昭和村テレドーム（防災行政無線）、緊急告知FMラジオによる災害情報等の放送
- ・ 昭和村新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
- ・ 昭和村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 昭和村商工会の取組

- ・「事業継続計画」の策定
- ・会員被災情報の収集、国、県、村への情報提供
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ぐんま共済等と連携した損害保険への加入促進
- ・昭和村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・昭和村との「大規模災害時における災害応急提携業務に関する協定」の
- ・圏域商工会との「災害時等における商工会相互支援に関する協定」の締結

II 課題

現状では、緊急時の取組について「事業継続計画」(BCP)への漠然的な記載にとどまり、災害時において管内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、群馬県や昭和村の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった経営指導員が存在しない。更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者等に対し、平時から災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定支援を実施するとともに、事前対策の必要性について啓蒙・周知活動を行う。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、昭和村商工会と昭和村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時に、自然災害等のリスクや感染症等リスクに対応した共済・保険制度の情報提供を行い、必要に応じて、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・「昭和村地域防災計画」や「昭和村新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員等による巡回経営指導時に、昭和村地震防災マップ（避難場所マップ、土砂災害・急傾斜地マップ、揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・村会報や当会ホームページ等において、事業継続力強化計画認定制度等国の施策、昭和村地域防災計画等の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行うことにより、災害リスクについての意識向上を図る。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 昭和村商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成30年、「事業継続計画」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ぐんま共済協同組合等にリスクファイナンスに関する専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・群馬県商工会連合会や連携する支援機関に対し、事業継続力強化のための普及啓発ポスター掲示依頼、共催によるセミナーを開催する。

4) フォローアップ

- ・地区内小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画の策定・認定状況を、アン

ケートまたは聞き取り調査等により確認し、策定困難な事業者に対しては、経営指導員がアドバイスするとともに必要な策定支援を行う。

- ・（仮称）昭和村事業継続力強化支援協議会（構成員：昭和村商工会、昭和村）を開催し、取組状況確認や情報共有、今後の連携体制の改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（令和元年台風19号、東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村、群馬県商工会連合会で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、昭和村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、安全確認後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。
- ・確認した被害状況をまとめ、昭和村と群馬県商工会連合会へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
-------	-------------

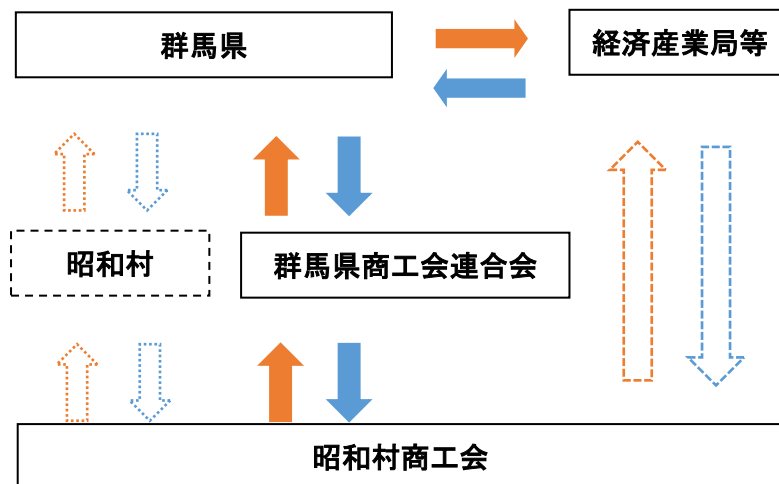
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適宜共有する
1ヶ月以降	適時共有する

- ・当村で取りまとめた「昭和村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、昭和村の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と昭和村と情報を共有した上で、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



※塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会と当村で協議の上、災害に対する相談窓口の開設を行う。当会では、国や県の依頼を受けた場合は、当会館内に特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、群馬県、昭和村等の施策、日本政策金融公庫の災害貸付等）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国や群馬県の方針に従って、当会と当村で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

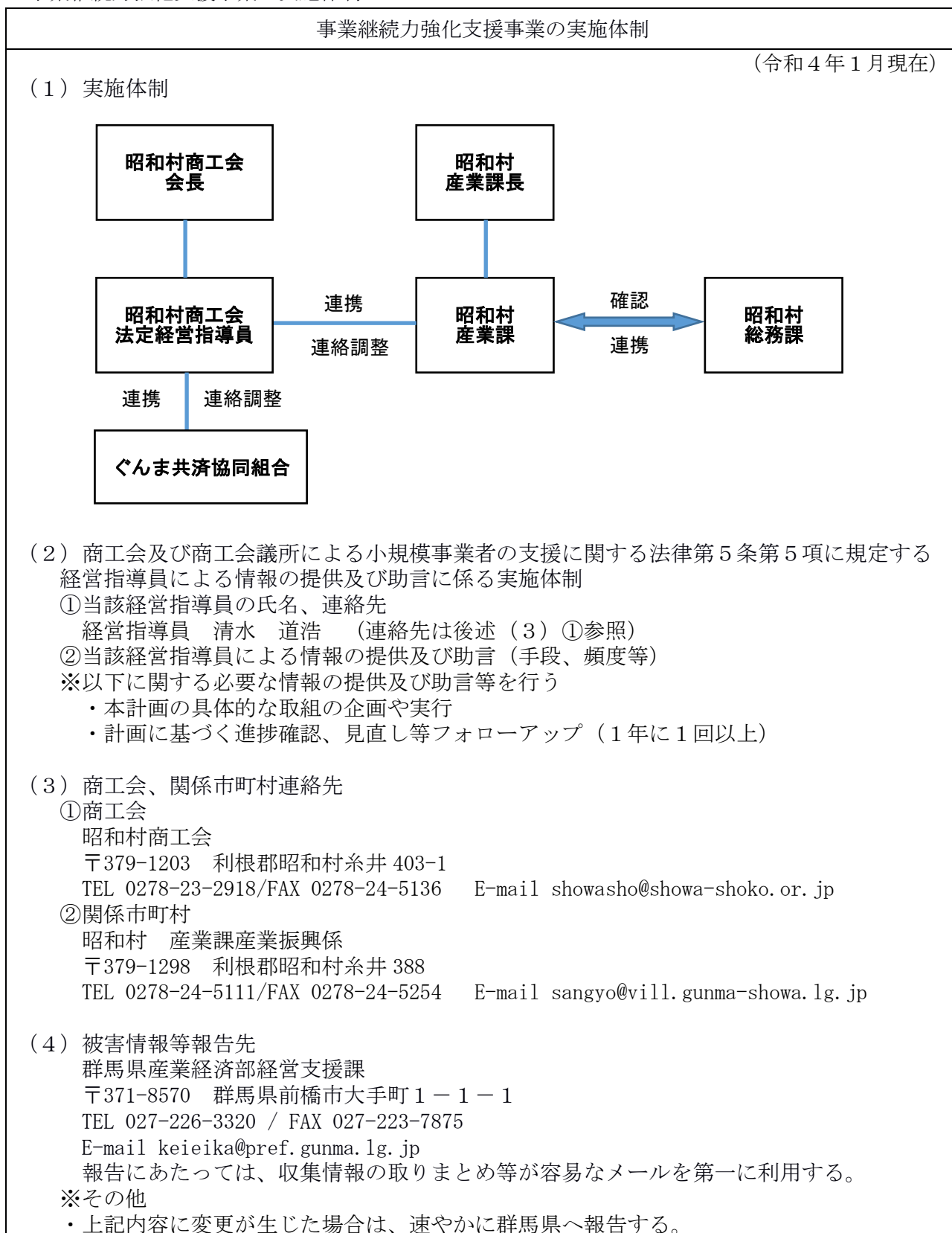
- ・被災事業者には、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要となる「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、当会と当村の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会や群馬県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、昭和村補助金、群馬県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住 所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝 T E L：027-254-2755
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の啓蒙活動及び策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的支援
連携して事業を実施する者の役割
ぐんま共済協同組合 前橋支店 支店長 田村 考也 住 所：〒371-0841 群馬県前橋市石倉町 4-9-10 T E L：027-254-2755 ①小規模事業者等に対する災害リスクの周知 ②事業継続計画等の啓蒙・普及活動 ③事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定セミナー並びに個別相談会の実施 ④災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等